

本年5月20日より

# 日インドAEO相互承認 が実施されます。

令和6年12月24日に財務省関税局とインド間接税・関税中央委員会 (Central Board of Indirect Taxes and Customs of India) (以下「インド税関」という。)との間で署名されたAEO(Authorized Economic Operator: 認定事業者)相互承認に係る取決めについて、日本とインドにおいて当該取決めの実施のための準備を行い、**本年5月20日から**実施することとしましたのでお知らせ致します。

## ベネフィットの概要

### ①審査・検査の簡略化

- 日本のAEO輸出入者の貨物がインドで輸出入される場合に、当該貨物に対する審査・検査が軽減されます。

### ②迅速な検査

- 日本のAEO輸出入者の貨物がインドの通関手続において検査を受ける場合には、迅速に検査が行われます。

### ③物流混乱時における迅速な通関

- 日本のAEO輸出入者の貨物について、インドでの国境封鎖や自然災害等、有事における物流の混乱があった際に迅速な通関手続きが行われます。

### ④連絡窓口の設置

- 日本のAEO輸出入者の貨物について、インドの通関時において、理由もなく長期間輸出入の許可が受けられない等のトラブルが生じた場合、日本税関にご一報をいただければ、インド税関に対処を求めます。

※上記のベネフィットは、インドのAEO輸出入者の貨物についても、我が国において同様に供与されます。

ベネフィットの利用方法については、次頁をご覧ください。

# ベネフィットの利用方法

## 1. インドにおける利用方法

＜日本からインドへ貨物を輸出する場合＞

- ①日本のAEO輸出者は、OBINコード（Overseas Business Identification Number）をインドの輸入者にお知らせください。
- ②インドの輸入者はOBINコードをインドでの輸入手続き時に入力することにより、相互承認のベネフィットを受けることができます。

＜インドから日本へ貨物を輸出する場合＞

- ①日本のAEO輸入者の「相互承認用コード（17桁）」をインドの輸出者にお知らせください。
- ②インドの輸出者が当該コードを輸出手続き時に入力することで、相互承認のベネフィットを受けることができます。

※OBINコードは、インドでの輸入手続きで利用するコードです。あらかじめインド税関に申請し、取得する必要があります。取得方法については、「AEO相互承認マニュアル」をご参照ください。

掲載先：[AEO\(Authorized Economic Operator\)制度](#)

## 2. 日本における利用方法

AEO以外の輸出入者も利用可！

- ①インドのAEO輸出入者と取引を行う日本の輸出入者は、インドのAEO輸出入者が保有する17桁のコードを相手方に確認してください。
- ②17桁のコードを次頁のルールに従って12桁に変換してください。
- ③日本での輸出入申告時に、輸出入者又は通関業者が12桁のコードをNACCSの仕出人コード欄（輸入の場合）又は仕向人コード欄（輸出の場合）に入力することで、相互承認のベネフィットを受けることができます。

【参考：インドのAEO輸出者が保有するコード（17桁）の体系】

17桁の事業者ID：（例）IN01234567891F251

## 3. 連絡窓口の利用方法

日本のAEO輸出入者が取り扱う貨物について、インドでの通関手続き時に、トラブルが生じた場合には、事案の概要（AEO輸出入者名、仕出（向）人名、貨物の内容、インドでの申告内容等）を添えて、承認税関のAEO部門にご連絡ください。

# インドのAEO事業者が保有する17桁のコード

桁数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
規則	事業者ID(17桁)																

# 日本のNACCS用に12桁とするコードへの変換

桁数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
規則	I	N	N1	N2	N3	N4	N5	N6	N7	N8	N9	N10	数字	F	登録年		数字
例	I	N	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	F	2	5	1

(13桁目以降を削除)

桁数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
規則	I	N	N1	N2	N3	N4	N5	N6	N7	N8	N9	N10
例	I	N	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9



日本での輸出入手続時にNACCSの仕出人コード欄(輸入の場合)及び仕向人コード欄(輸出の場合)に入力する相互承認用コード

※AEO相互承認の利用方法の詳細については、「AEO相互承認活用マニュアル」をご参照ください。掲載先：[AEO\(Authorized Economic Operator\)制度](#)

ご不明な点は、各税関のAEO部門にお問い合わせ下さい。

- 函館税関 電話：0138-40-4254
- 東京税関 電話：03-3599-6343
- 横浜税関 電話：045-212-6125
- 名古屋税関 電話：052-654-4169
- 大阪税関 電話：06-6576-3391
- 神戸税関 電話：078-333-3071
- 門司税関 電話：050-3530-8312
- 長崎税関 電話：095-828-8628
- 沖縄地区税関 電話：098-862-9291

